

## 日本中央競馬会における職員の給与等の支給の基準

### 1 基本的な考え方

職員の給与等の支給の基準を定めるにあたっては、以下の点を基本的な考え方とする。

- (1) 職員の給与等は、各職務に必要とされる能力、職責及び勤務成績等に応じたものであること。また、勤務条件及び生計費等も考慮すること。
- (2) 職員の給与等は、勝馬投票券の売上・利益等の業績を勘案するとともに、日本中央競馬会の適切な事業運営及びお客様サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、人材確保面で競合関係にある民間企業等における、そうした人材の処遇の実情をも勘案すること。また、職員の給与については、役員の給与との均衡を考慮すること。
- (3) 日本中央競馬会は、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）及び日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）に基づき設立された特殊法人であることにかんがみ、効率的に業務を運営し中央競馬事業を安定的に発展させていくため、職員の給与等について、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

### 2 給与

給与は、本俸及び諸手当からなるものとする。

#### (1) 本俸

本俸は、職種別の俸給表により、各職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて支給する。

#### (2) 諸手当

諸手当は、家族手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、精勤実績評価手当、役付手当、管理専門職臨時緊急勤務手当、特別調整手当、初任給調整手当、特別都市手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特別手当及び業績加給とする。ただし、外国勤務者にあつては、在勤手当、家族手当、精勤実績評価手当、特別手当及び業績加給とする。

ア 家族手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。

イ 住居手当は、舎宅以外の借間・借家に居住し家賃を支払っている者及

- び自家に居住する者に支給する。
- ウ 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外、休日又は深夜に勤務した者に支給する。ただし、役割手当及び専門技術役付手当の支給を受ける管理職には、深夜に勤務した場合を除き、支給しない。
- エ 宿日直手当は、宿直又は日直の勤務を行った者に支給する。
- オ 特殊勤務手当は、著しく危険又は特殊な勤務に従事した者に支給する。
- カ 精勤実績評価手当は、勤務実績が良好であって、その勤務に精励したと認められる者に支給する。
- キ 役付手当は、役職に応じて管理職に支給する。役付手当は、役割加算手当及び専門技術役付手当とし、役割加算手当は役割手当及び役職手当に区分する。
- ク 管理専門職臨時緊急勤務手当は、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した役割加算手当の支給を受ける管理職に、理事長が特に必要と認めた場合に限り支給する。
- ケ 特別調整手当は、職務の複雑・困難の度又は勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。
- コ 初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、理事長が特に必要と認めた場合に支給する。
- サ 特別都市手当は、賃金水準、物価、生計費等の高い地域に在勤する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。
- シ 単身赴任手当は、勤務地を異にする配置換等に伴い、やむを得ない事情により単身生活となった者に支給する。
- ス 寒冷地手当は、北海道その他寒冷の地域に在勤する者に対し 10 月に支給する。
- セ 特別手当は、毎年 2 回以内において支給することがある。
- ソ 業績加給は、日本中央競馬会の業績が好調であると認められる場合に、支給する。

タ 在勤手当は、外国に在勤する者に対し、勤務地及び家族状況等に応じて支給する。

### 3 退職手当

退職手当は、職員が1年以上在職した後退職したとき又は在職中死亡したときに、退職時又は死亡時の本俸に、在職期間に応じた支給率を乗じて算出した額を支給する。なお、退職事由により退職手当の額を加算し、又は在職中功労があった者には特別退職手当を支給することがある。ただし、在職中に非違行為による免職事由に該当する行為があった者に対しては、退職手当の全部又は一部を支給しないことがある。

(参考)

## 職員の給与等の支給額、支給割合等

(2026年6月1日現在)

### 1 給与

#### (1) 本俸

本俸は、次の俸給表により支給する。ただし、在勤基本手当の支給を受ける外国勤務者には、本俸月額100分の20相当額を支給しない。

総合職Ⅰ俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円	円
1	260,000	308,400	370,800	564,000	684,800
2	264,600	313,600	376,800	568,900	688,200
3	269,100	318,900	382,900	573,700	691,600
4	273,600	324,100	388,900	578,500	695,000
5	278,100	329,300	394,900	583,400	698,400
6	282,500	334,600	401,000	588,200	701,900
7	286,800	339,800	407,000	593,000	705,300
8	291,100	345,000	413,000	597,800	708,700
9	295,400	350,300	419,100	602,700	712,100
10	299,800	355,400	425,100	607,500	715,500
11	304,100	360,500	431,000	612,300	718,900
12	308,400	365,700	437,000	617,200	722,300
13	312,600	370,800	442,900	622,000	725,700
14	316,900	375,800	448,100	626,800	729,100
15	321,100	380,800	453,400	631,600	732,300
16	325,300	385,900	458,600	636,500	735,500
17	329,300	390,900	463,800	641,300	738,700
18	331,900	393,900	469,100	646,100	741,900
19	334,400	396,900	474,300	651,000	745,100
20	336,900	400,000	479,400	655,800	748,300
21	339,400	403,000	484,600	660,600	751,500
22	341,200	406,000	489,700	665,400	754,700
23	343,000	409,000	494,800	670,300	757,900
24	344,800	412,000	500,000	675,100	761,000
25	346,600	415,000	505,100	679,900	
26	348,500	417,500	509,100	684,800	
27	350,300	419,900	513,100	689,600	
28	352,100	422,300	517,200	692,400	
29	353,900	424,700	521,200	695,200	
30	355,700	427,100	525,200	698,000	
31	357,500	429,500	529,200	700,900	
32	359,300	431,900	533,300	703,700	
33	361,100	434,400	537,300	706,500	
34	362,900	436,800	541,300	709,300	
35	364,700	439,200	545,300	712,100	
36	366,600	441,600	549,300	714,900	
37	368,400	444,000	553,400	717,700	
38	370,200	446,400	555,200	720,500	
39	372,000	448,800	557,000	723,300	
40	373,800	451,300	558,800	726,100	
41	375,600	453,700	560,600		
42	377,400	456,100	562,400		
43	379,100	458,500	564,200		

44	380,800	460,900	565,700		
45	382,600	463,200	567,300		
46	384,300	465,200	568,800		
47	386,000	467,300	570,300		
48	387,700	469,300	571,800		
49		471,300	573,300		
50		473,300	574,800		
51		475,300	576,300		
52		477,300	577,800		
53		479,300	579,300		
54		481,300	580,800		
55		483,400	582,300		
56		485,400	583,900		
57		487,400	585,400		

備考) この表は、施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員に適用する。

### 総合職Ⅱ俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A	3 級	4 級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円	円
1	219,300	290,400	350,300	356,200	521,600
2	222,800	293,600	353,700	360,100	525,400
3	226,300	296,900	357,100	364,100	529,200
4	229,900	300,100	360,500	368,000	533,100
5	233,400	303,300	364,000	371,900	536,900
6	236,900	306,500	367,400	375,800	540,700
7	240,400	309,700	370,800	379,800	544,500
8	243,900	312,900	374,200	383,700	548,400
9	245,800	316,000	377,600	387,600	552,200
10	247,600	319,100	381,100	391,500	556,000
11	249,400	321,800	384,500	395,400	559,800
12	251,500	324,500	387,900	399,400	563,600
13	253,900	327,200	391,300	403,300	567,500
14	256,300	330,000	394,700	407,200	571,300
15	258,700	332,700	398,200	411,100	575,100
16	261,100	335,400	401,600	415,100	578,900
17	263,600	338,100	403,800	418,500	582,800
18	266,000	340,800	406,000	421,900	586,600
19	268,400	343,500	408,200	425,300	590,400
20	270,800	346,300	410,400	428,700	594,200
21	273,200	349,000	412,600	432,200	598,100
22	275,600	351,700	414,900	435,600	601,900
23	278,000	354,400	417,100	439,000	605,700
24	280,500	357,100	419,300	442,400	609,500
25	282,900	359,800	421,300	445,800	613,300
26	285,300	362,500	423,300	449,300	617,200
27	287,700	365,100	425,300	452,700	621,000
28	290,100	367,600	427,300	456,100	623,500
29	292,500	370,100	429,300	459,500	626,000
30	294,900	372,600	431,400	461,900	628,500
31	297,400	375,000	433,400	464,400	631,000
32	299,800	377,400	435,400	466,800	633,600
33	302,200	379,900	437,400	469,200	636,100
34	304,600	382,300	439,400	471,600	638,600
35	307,000	384,700	441,400	474,000	641,100
36	309,400	387,100	443,400	476,400	643,600
37	311,800	389,500	445,400	478,800	646,100
38	314,300	391,900	447,500	481,300	648,700
39	316,700	394,300	449,500	483,700	651,200
40	319,100	396,800	451,500	486,100	653,700
41	320,700	399,200	453,500	488,500	656,200
42	322,300	401,600	455,500	490,900	658,700

43	323,900	402,800	457,500	493,300	661,200
44	325,500	404,000	459,500	495,700	663,700
45	327,100	405,200	460,500	498,200	666,300
46	328,700	406,400	461,500	500,600	668,800
47	330,400	407,600	462,500	503,000	
48	332,000	408,800	463,600	505,400	
49	333,600	410,000	464,600	507,800	
50	335,200	411,200	465,600	509,200	
51	336,800	412,400	466,600	510,600	
52	338,400	413,700	467,600	512,000	
53	340,000	414,900	468,600	513,400	
54	341,600	416,100	469,600	514,900	
55	343,200	417,300	470,600	516,300	
56	344,800	418,500	471,600	517,700	
57	346,500	419,700	472,600	519,100	
58	348,100	420,900	473,600	520,500	
59	349,700	422,100	474,600	521,900	
60	351,300	423,300	475,600	523,300	
61	352,900	424,500	476,600	524,700	
62	354,500	425,700	477,600	526,100	
63	356,100		478,600	527,500	
64	357,700		479,600	528,900	
65	359,300			530,300	
66	360,900			531,800	
67	362,500			533,200	
68	364,200			534,600	
69	365,800			536,000	
70	367,400			536,700	
71	369,000			537,400	
72	370,600			538,100	
73	372,200			538,800	
74	373,800			539,500	
75	375,400			540,200	
76	376,700			540,900	
77	377,900			541,600	
78	379,100			542,300	
79	380,400			543,000	
80	381,600			543,700	
81				544,400	
82				545,100	
83				545,800	
84				546,500	
85				547,200	
86				548,000	
87				548,700	
88				549,400	
89				550,100	
90				550,800	
91				551,500	
92				552,200	
93				552,900	
94				553,600	
95				554,300	
96				555,000	
97				555,700	
98				556,400	
99				557,100	
100				557,800	
101				558,500	
102				559,200	
103				559,900	
104				560,600	
105				561,300	
106				562,000	
107				562,500	

108			563,000	
109			563,500	
110			564,000	
111			564,600	
112			565,100	
113			565,600	
114			566,100	
115			566,600	
116			567,100	
117			567,600	
118			568,100	
119			568,600	
120			569,100	
121			569,600	
122			570,100	
123			570,600	
124			571,100	
125			571,600	
126			572,100	
127			572,600	
128			573,100	
129			573,600	
130			574,100	
131			574,600	
132			575,100	
133			575,600	
134			576,100	
135			576,600	
136			577,100	
137			577,600	
138			578,100	
139			578,600	
140			579,100	
141			579,600	

備考) この表は、限定された勤務地域内において施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員であって理事長が指定する者に適用する。

### 総合職Ⅲ俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A	3 級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円
1	195,800	257,000	309,500	315,500
2	198,200	259,700	312,600	319,000
3	200,600	262,500	315,600	322,500
4	203,000	265,200	318,600	326,000
5	205,400	267,900	321,600	329,600
6	207,500	270,600	324,600	333,100
7	209,600	273,300	327,600	336,600
8	211,800	276,000	330,700	340,100
9	213,900	278,800	333,700	343,600
10	216,000	281,500	336,700	347,200
11	218,100	284,000	339,700	350,700
12	220,200	286,500	342,700	354,200
13	222,300	289,000	345,800	357,700
14	224,400	291,500	348,800	361,200
15	226,500	294,000	351,800	364,800
16	228,700	296,600	354,500	368,300
17	230,800	299,100	356,600	371,100
18	232,900	301,600	358,700	373,900
19	235,000	304,100	360,800	376,700
20	237,100	306,600	363,000	379,600
21	239,200	309,100	365,100	382,400

22	241,300	311,700	367,200	385,200
23	243,400	314,200	369,300	388,000
24	245,600	316,700	371,100	390,800
25	247,700	319,200	372,800	393,600
26	249,800	321,600	374,500	396,500
27	251,900	323,700	376,200	399,300
28	254,000	325,800	377,900	402,100
29	256,100	327,900	379,700	404,900
30	258,200	330,100	381,400	407,000
31	260,300	332,200	383,100	409,100
32	262,500	334,300	384,800	411,200
33	264,600	336,400	386,500	413,400
34	266,700	338,500	388,200	415,500
35	268,700	340,600	389,900	417,600
36	270,700	342,700	391,600	419,700
37	272,700	344,900	393,300	421,800
38	274,700	347,000	395,000	423,900
39	276,700	349,100	396,800	426,000
40	278,800	351,200	398,500	428,100
41	280,300	353,300	400,200	430,300
42	281,800	355,400	401,900	432,400
43	283,300	356,400	403,600	434,500
44	284,800	357,400	405,200	436,600
45	286,300	358,400	406,100	438,700
46	287,800	359,400	407,000	440,800
47	289,300	360,400	407,900	442,900
48	290,800	361,400	408,800	445,000
49	292,300	362,500	409,700	447,200
50	293,800	363,500	410,600	448,400
51	295,400	364,500	411,500	449,600
52	296,900	365,500	412,500	450,800
53	298,400	366,500	413,400	452,000
54	299,900	367,500	414,300	453,200
55	301,400	368,500	415,200	454,400
56	302,900	369,500	416,100	455,600
57	304,400	370,500	417,000	456,800
58	305,900	371,500	417,900	458,000
59	307,400	372,500	418,800	459,200
60	308,900	373,500	419,700	460,400
61	310,400	374,500	420,600	461,600
62	312,000	375,500	421,500	462,900
63	313,500		422,400	464,100
64	315,000		423,300	465,300
65	316,500			466,500
66	318,000			467,700
67	319,500			468,900
68	321,000			470,100
69	322,500			471,300
70	324,000			471,900
71	325,500			472,500
72	327,000			473,100
73	328,600			473,700
74	330,100			474,300
75	331,600			474,900
76	333,100			475,500
77	334,600			476,100
78	336,100			476,700
79	337,600			477,300
80	339,100			477,900
81				478,500
82				479,200
83				479,800
84				480,400
85				481,000
86				481,600

87			482,200
88			482,800
89			483,400
90			484,000
91			484,600
92			485,200
93			485,800
94			486,400
95			487,000
96			487,600
97			488,200
98			488,800
99			489,400
100			490,000
101			490,600
102			491,200
103			491,800
104			492,400
105			493,000
106			493,600
107			494,100
108			494,600
109			495,100
110			495,600
111			496,200
112			496,700
113			497,200
114			497,700
115			498,200
116			498,700
117			499,200
118			499,700
119			500,200
120			500,700
121			501,200
122			501,700
123			502,200
124			502,700
125			503,200
126			503,700
127			504,200
128			504,700
129			505,200
130			505,700
131			506,200
132			506,700
133			507,200
134			507,700
135			508,200
136			508,700
137			509,200
138			509,700
139			510,200
140			510,700
141			511,200

備考) この表は、限定された勤務地域内において施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員に適用する。

専門技術職俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円
1	209,500	261,800	359,600	543,900
2	212,300	265,300	364,100	547,900
3	215,200	268,700	368,700	552,000
4	218,000	272,100	373,200	556,000
5	220,800	275,500	377,700	560,000
6	223,600	278,900	382,300	564,000
7	226,400	282,400	386,800	568,100
8	229,200	285,800	391,300	572,100
9	232,100	289,200	395,800	576,100
10	234,900	292,600	399,900	579,600
11	237,700	296,000	403,900	583,200
12	240,500	299,500	407,900	586,700
13	243,300	302,900	411,900	590,200
14	246,100	306,300	416,000	593,700
15	249,000	309,700	420,000	597,200
16	251,800	313,100	424,000	600,800
17	254,600	316,600	427,700	604,300
18	257,400	320,000	431,200	607,800
19	260,200	323,400	434,800	611,300
20	263,000	326,800	438,300	614,800
21	265,900	330,200	441,800	618,400
22	268,700	333,700	445,300	621,900
23	271,500	337,100	448,800	625,400
24	274,300	340,500	452,400	628,900
25	277,100	343,900	455,900	632,400
26	279,900	347,300	459,400	635,000
27	282,800	350,800	462,900	637,500
28	285,600	354,200	466,500	640,000
29	288,400	357,600	470,000	642,500
30	291,200	361,000	473,500	645,000
31	294,000	364,400	477,000	647,500
32	296,800	367,900	480,500	650,000
33	299,700	371,300	484,100	652,600
34	302,500	374,700	486,600	655,100
35	305,300	378,100	489,100	657,600
36	308,100	381,500	491,600	660,100
37	310,900	384,600	494,100	662,600
38	313,700	387,600	496,600	665,100
39	316,600	390,600	499,100	667,700
40	319,400	393,600	501,700	670,200
41	322,200	396,300	504,200	672,700
42	325,000	398,900	506,700	675,200
43	327,800	401,400	509,200	677,700
44	330,600	403,900	511,700	680,200
45	332,600	406,400	514,200	682,700
46	334,500	408,900	516,800	684,300
47	336,400	411,400	519,300	685,800
48	338,300	413,900	521,800	687,300
49	340,200	416,500	524,300	688,800
50	342,100	419,000	526,300	690,300
51	344,000	421,500	528,300	691,800
52	345,900	424,000	530,300	693,300
53	347,800	426,500	532,300	694,800
54	349,800	429,000	534,400	696,300
55	351,700	431,500	536,400	697,800
56	353,600	434,100	538,400	699,300
57	355,500	436,100	540,400	700,900
58	357,400	438,100	541,900	701,900
59	359,300	440,100	543,400	702,900

60	361,200	442,100	544,900	703,900
61	363,100	444,100	546,400	704,900
62	365,000	446,100	547,900	705,900
63	367,000	448,100	549,400	706,900
64	368,900	450,200	551,000	707,900
65	370,800	452,200	552,500	708,900
66	372,700	454,200	554,000	709,900
67	374,600	456,200	555,500	710,900
68	376,500	458,200	557,000	711,900
69	378,400	459,900	558,500	712,900
70	380,300	461,400	560,000	713,900
71	382,300	462,900	561,500	714,900
72	384,200	464,400	563,000	715,900
73		466,000	564,500	716,900
74		467,500	565,500	717,900
75		469,000	566,600	718,900
76		470,500	567,600	719,900
77		472,000	568,600	720,700
78		473,500	569,600	721,500
79		475,000	570,600	722,300
80		476,500	571,600	723,100
81		478,000	572,600	723,900
82		479,500	573,600	
83		481,000	574,600	
84		482,600	575,600	
85		484,100	576,600	
86			577,600	
87			578,600	
88			579,600	
89			580,600	
90			581,600	
91			582,600	
92			583,700	
93			584,700	

備考) この表は、馬の装蹄、乗馬の指導、競馬場の馬場等の施設の維持管理その他の専門的な知識、技術等を必要とする職務に従事する職員に適用する。

### 一般事務技術職俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A
	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円
1	174,900	223,000	284,800
2	176,200	224,600	286,200
3	177,400	226,200	287,600
4	178,600	227,900	289,000
5	179,800	229,500	290,400
6	181,000	231,100	291,800
7	182,200	232,700	293,200
8	183,400	234,300	294,700
9	184,600	235,900	296,100
10	185,800	237,500	297,500
11	187,000	239,100	298,900
12	188,200	240,700	300,300
13	189,400	242,300	301,700
14	190,600	244,000	303,100
15	191,800	245,600	304,500
16	193,100	247,200	305,900
17	194,300	248,800	307,300
18	195,500	250,400	308,700
19	196,700	252,000	310,100
20	197,900	253,600	311,600

21	199, 100	255, 200	313, 000
22	200, 300	256, 600	314, 400
23	201, 500	258, 000	315, 800
24	202, 700	259, 400	317, 200
25	203, 900	260, 900	318, 600
26	205, 100	262, 300	320, 000
27	206, 300	263, 700	321, 200
28	207, 500	265, 100	322, 400
29	208, 700	266, 500	323, 600
30	210, 000	267, 900	324, 800
31	211, 200	269, 300	326, 000
32	212, 400	270, 700	327, 300
33	213, 600	272, 100	328, 500
34	214, 800	273, 500	329, 700
35	216, 000	274, 900	330, 900
36	217, 200	276, 300	332, 100
37	218, 400	277, 800	333, 300
38	219, 600	279, 200	334, 500
39	220, 700	280, 600	335, 700
40	221, 800	282, 000	336, 900
41	222, 800	283, 400	338, 100
42	223, 800	284, 400	338, 900
43	224, 800	285, 400	339, 700
44	225, 800	286, 400	340, 500
45	226, 900	287, 400	341, 300
46	227, 900	288, 400	342, 100
47	228, 900	289, 400	342, 900
48	229, 900	290, 400	343, 700
49	230, 900	291, 400	344, 600
50	231, 900	292, 400	345, 400
51	232, 900	293, 400	346, 200
52	233, 900	294, 500	347, 000
53	234, 900	295, 500	347, 800
54	235, 900	296, 500	348, 600
55	236, 900	297, 500	349, 400
56	237, 900	298, 500	350, 200
57	238, 900	299, 500	351, 000
58	239, 900	300, 500	351, 800
59	240, 900	301, 500	352, 200
60	241, 900	302, 500	352, 600
61	242, 900	303, 500	353, 000
62	244, 000	304, 100	353, 400
63	245, 000	304, 700	353, 800
64	246, 000	305, 300	354, 200
65	247, 000	305, 900	354, 600
66	248, 000	306, 500	355, 000
67	249, 000	307, 100	355, 400
68	250, 000	307, 700	355, 800
69	251, 000	308, 300	356, 200
70	252, 000	308, 900	356, 600
71	253, 000	309, 500	
72	254, 000	310, 100	
73	255, 000	310, 800	
74	256, 000	311, 400	
75	257, 000	312, 000	
76	258, 000	312, 600	
77	259, 000	313, 200	
78	260, 000	313, 800	
79	260, 900	314, 400	
80	261, 800	315, 000	
81	262, 400	315, 600	
82	263, 000	315, 900	
83	263, 600	316, 200	
84	264, 200	316, 500	
85	264, 800	316, 800	

86	265,400	317,100	
87	266,000		
88	266,600		
89	267,200		
90	267,800		
91	268,400		
92	269,000		
93	269,600		
94	270,200		
95	270,800		
96	271,400		
97	272,000		
98	272,600		
99	273,200		
100	273,800		
101	274,400		
102	275,000		
103	275,600		
104	276,200		
105	276,900		
106	277,500		
107	278,100		
108	278,700		
109	279,300		
110	279,900		
111	280,500		
112	281,100		
113	281,700		
114	282,300		
115	282,900		
116	283,500		
117	284,100		
118	284,700		
119	285,300		
120	285,900		
121	286,200		
122	286,500		
123	286,800		
124	287,100		
125	287,400		
126	287,700		
127	288,000		
128	288,300		
129	288,600		
130	288,900		
131	289,200		
132	289,500		
133	289,800		
134	290,100		
135	290,400		

備考) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

#### 指定職俸給表

	1 級	2 級	3 級
本俸月額	円 764,200	円 775,200	円 799,200

備考) この表は、本部の部長、附属機関の長、競馬場長その他の理事長が指定する職にある職員に適用する。

特定日（60歳に達した日後における最初の4月1日）以後在職職員俸給表

		本俸月額
指定職	2級	612,500円
	1級	537,500円
総合職	5級	491,500円
	4級	461,500円
	3級、2級、1級	特定日前日に属する職務の級が、総合職Ⅰ俸給表3級、2級又は1級であった場合は、特定日前日に適用を受けていた号俸に応じた本俸月額に100分の65を乗じて得た額、総合職Ⅱ俸給表又は総合職Ⅲ俸給表3級、2級A、2級B又は1級であった場合は、特定日前日に適用を受けていた号俸に応じた本俸月額に100分の70を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）
専門技術職	4級、3級、2級、1級	特定日前日に適用を受けていた号俸に応じた本俸月額に100分の65を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）
一般事務技術職	2級、1級	特定日前日に適用を受けていた号俸に応じた本俸月額に100分の70を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）

備考1) この表は、特定日以後在職職員に適用する。

備考2) この表において、左欄の職は、それぞれ次に掲げる職員に適用する。

指定職 理事長が指定する職にある職員

総合職 限定された地域において施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員（指定職を除く。）

専門技術職 限定された地域において馬の装蹄、乗馬の指導、競馬場の馬場等の施設の維持管理その他の専門的な知識、技術等を必要とする職務に従事する職員（指定職及び総合職を除く。）

一般事務技術職 指定職、総合職又は専門技術職を除く全ての職員

## (2) 諸手当

諸手当は、国内勤務者にあつては、家族手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、精勤実績評価手当、役付手当、管理専門職臨時緊急勤務手当、特別調整手当、初任給調整手当、特別都市手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特別手当及び業績加給とし、外国勤務者にあつては、在勤手当、家族手当、精勤実績評価手当、特別手当及び業績加給とする。

### ア 家族手当

家族手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

扶養親族の区分	支給月額
配偶者	17,000 円。ただし、在勤手当（配偶者手当）の支給を受ける外国勤務者には支給しない。
その他の扶養親族	1人につき 5,500 円（配偶者がいない場合の扶養親族 1 人目については 11,000 円）。満15歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子については、1人につき 5,000 円を加算

### イ 住居手当

住居手当は、舎宅以外の借家・借間に居住し家賃を支払っている者及び自家に居住する者に支給する。

区分	支給月額
借家・借間	30,500 円を限度として現に支払った実費
自家	16,000円を限度として持分割合に応じて定める額

### ウ 時間外勤務手当

- ① 管理職以外の職員が所定の勤務時間外に勤務したときには、1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の125相当額を支給する。
- ② 管理職以外の職員が休日に勤務したときには、1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の135相当額（12月29日から翌年の1月3日までの午前5時から午後10時までに勤務した場合は、100分の150相当額）を支給する。
- ③ 管理職以外の職員について、法定時間外勤務が1月につき60時間を超えた場合は、①及び②にかかわらず、その超えた1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の150相当額を支給する。
- ④ 深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した者には、1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の25相当額を支給する。

## エ 宿日直手当

宿日直手当は、宿直又は日直の勤務1回につき7,000円(12月29日から翌年の1月3日までに勤務した場合は、11,900円)を支給する。

## オ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険又は特殊な勤務に従事した場合に支給する。

区分	支給日額
著しく危険又は特殊な馬取扱業務に従事したとき	800円～1,000円(同一日に放射線取扱業務に従事した場合は400円を加算)。ただし、管理職及び特別調整手当(勤務地に係るものを除く。)の支給を受ける者には、支給しない。
家畜伝染病に係る処理作業に従事したとき 有害物を使用した実験・研究・診療等に従事したとき 馬の装削蹄業務に従事したとき 高所高圧作業に従事したとき 育成馬購買のための幼駒の採血・臨床検査に従事したとき	600円～800円。ただし、管理職及び特別調整手当(勤務地に係るものを除く。)の支給を受ける者には、支給しない。
放射線取扱業務に従事したとき 負傷した騎手等を救急搬送したとき	800円
所定の勤務時間を延長されて競馬開催業務に従事したとき	4,000円(競走馬の整馬作業、検体採取作業に従事した場合、宿泊を伴う調整ルーム業務に執務した場合等にはそれぞれ500円～3,500円を加算)
所定の勤務時間を変更されて勝馬投票券の発売業務に従事したとき	2,800円
馬の輸送業務に従事したとき	輸送距離に応じて2,000円～8,000円

## カ 精勤実績評価手当

精勤実績評価手当は、勤務実績が良好であって、その勤務に精励したと認められる職員に対して、本俸、業績加給、役割加算手当、家族手当、特別調整手当(特定職員職務手当に限る。)及び特別都市手当の月額合計額に、10/100以内で定める支給率を乗じた金額を、月額で支給する。

## キ 役付手当

役付手当は役割加算手当及び専門技術役付手当とし、役職に応じて管理職（指定職及び各俸給表の4級以上の者）に支給する。役割加算手当は役割手当及び役職手当とする。

- ① 役割手当の月額、その職の役割の重要性に応じて46,550円～200,800円とする。
- ② 役職手当の月額は、40,000円とする。
- ③ 専門技術役付手当の月額は、本俸の月額及び業績加給の月額の合計額の100分の10又は100分の14に相当する額とする。

## ク 管理専門職臨時緊急勤務手当

管理専門職臨時緊急勤務手当は、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した役割加算手当の支給を受ける管理職に、理事長が特に必要と認めた場合に限り支給する。

職員の区分	支給日額
総合職Ⅰ俸給表4級、総合職Ⅱ俸給表4級又は特定日以後在職職員俸給表総合職4級の職にある職員	10,000円（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は15,000円）
総合職Ⅰ俸給表5級又は特定日以後在職職員俸給表総合職5級の職にある職員	12,000円（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は18,000円）
指定職俸給表の適用を受ける職員又は特定日以後在職職員俸給表指定職の職にある職員	16,000円（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は24,000円）

## ケ 特別調整手当

特別調整手当は、職務の複雑・困難の度又は勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な者に支給する。

区分	支給月額
裁決・ハンデキャップ・発走・決勝審判の事務、馬の研究・診療・装蹄業務、競馬学校生徒の実技教育に従事する職員	本俸月額の100分の8相当額以内。ただし、管理職には支給しない。
日高育成牧場に勤務する職員	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の100分の1相当額。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。
特定日以後在職職員のうち、事業運営都合により本会が指定する職務又は本人	本俸、業績加給の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額。ただし、管理職に

の希望する勤務地域にかかわらず、本会が指定する勤務地域に従事することとなった職員（特定職員職務手当）	は支給しない。
--	---------

### コ 初任給調整手当

初任給調整手当は、理事長が特に必要と認めた職員に対して月額 30,000 円を支給する。

### サ 特別都市手当

特別都市手当は、次の地域に在勤する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

地域	支給月額	
	総合職Ⅰ俸給表、総合職Ⅱ俸給表及び専門技術職俸給表適用者	総合職Ⅲ俸給表及び一般事務技術職俸給表適用者
東京都特別区	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額 の合計額の 100 分の 6 相当額	本俸、家族手当及び業績 加給の月額 の合計額の 100 分の 20 相当額
神奈川県横浜市、大阪府大阪市	本俸、家族手当、役付手当 及び業績加給の月額 の合計額の 100 分の 5 相当額	本俸、家族手当及び業績 加給の月額 の合計額の 100 分の 16 相当額
千葉県船橋市、東京都立川市・府中市・西東京市、愛知県名古屋市・豊明市、京都府京都市、兵庫県神戸市・宝塚市	本俸、家族手当、役付手当 及び業績加給の月額 の合計額の 100 分の 4 相 当額	本俸、家族手当及び業績 加給の月額 の合計額の 100 分の 14 相当額
茨城県稲敷郡美浦村、千葉県白井市、滋賀県栗東市、広島県広島市、福岡県福岡市	本俸、家族手当、役付手当 及び業績加給の月額 の合計額の 100 分の 2 相当額	本俸、家族手当及び業績 加給の月額 の合計額の 100 分の 9 相当額
北海道札幌市、栃木県宇都宮市・下野市、新潟県新潟市、静岡県浜松市、兵庫県姫路市・三木市、香川県高松市、福岡県北九州市	本俸、家族手当、役付手当 及び業績加給の月額 の合計額の 100 分の 1 相 当額	本俸、家族手当及び業績 加給の月額 の合計額の 100 分の 4 相当額

## シ 単身赴任手当

単身赴任手当は、勤務地を異にする配置換等に伴い、やむを得ない事情により単身生活となった者に対し、1月につき勤務場所と配偶者等の住居間の往復交通費相当額及び35,000円を支給する。

## ス 寒冷地手当

寒冷地手当は、次の地域に在勤する者に対して10月に支給する。

地域	支給年額		
	世帯主		世帯主以外
	扶養親族有	扶養親族無	
北海道	159,900円	93,700円	57,200円
青森県、岩手県、秋田県	117,700円	68,900円	46,200円
福島県西白河郡	89,600円	52,000円	34,800円

## セ 特別手当

特別手当は、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期における勤務実績に応じて、それぞれ12月及び翌年6月に支給する。支給条件はその都度定める。

## ソ 業績加給

業績加給は、月額4,000円を支給する。

## タ 在勤手当

在勤手当は、在勤基本手当、住宅手当、配偶者手当、子女教育手当及び赴任等支援手当とし、勤務地及び家族状況等に応じて外国勤務者に支給する。

- ① 在勤基本手当は、外国勤務者の勤務地に応じて、1月につき、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令(昭和49年政令第179号。以下「政令」という。)に規定する額の100分の80相当額を支給する。
- ② 住宅手当は、外国勤務者が居住する住宅の家賃額に応じて、1月につき、政令に規定する限度額の100分の80相当額を限度として支給する。
- ③ 配偶者手当は、配偶者を伴う外国勤務者に対し、1月につき、在勤基本手当の100分の20相当額を支給する。
- ④ 子女教育手当は、外国で学校教育等を受ける年少子女を有する外国勤務者に対し、年少子女1人につき月額8,000円を支給する。ただし、授業料等の必要経費に応じて、1人につき月額150,000円を限度として加算することがある。
- ⑤ 赴任等支援手当は、配置換により本邦から外国に赴任する者、外国から本邦に帰国する者又は一の外国から他の外国に赴任する者に対して、赴任又は帰任

を支援するために 300,000 円～500,000 円を支給する。ただし、配置換により本邦から外国に赴任する者及び一の外国から他の外国に赴任する者に対しては、赴任に伴う転居に必要な物品の購入費用として理事長が適当と認める額を加算して支給することがある。

### **(3) 満 55 歳以上の職員の給与**

職員（指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）が満 55 歳（一部の職員については満 57 歳）に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、本俸月額額の 100 分の 10 相当額以内の額を減額して給与を支給する。当該職員の諸手当の支給額等は、その者の本俸月額等から減額分を控除した額を基に計算する。

## 2 退職手当

退職手当は、職員が1年以上在職した後退職したとき又は在職中死亡したときに、退職時又は死亡時の本俸に、在職期間に応じた支給率を乗じて算出した額を支給する。なお、退職事由により退職手当を加算し、又は在職中功労があった者に特別退職手当を支給することがある。ただし、在職中に非違行為による免職事由に該当する行為があった者に対しては、退職手当の全部又は一部を支給しないことがある。

在職期間（年）	支 給 率	在職期間（年）	支 給 率
1	0.8	20	27.60
2	1.68	21	29.37
3	2.64	22	31.14
4	3.68	23	32.92
5	4.80	24	34.70
6	6.00	25	36.48
7	7.28	26	38.26
8	8.64	27	40.04
9	10.08	28	41.82
10	11.60	29	42.66
11	13.20	30	43.50
12	14.80	31	44.34
13	16.40	32	45.18
14	18.00	33	46.02
15	19.60	34	46.86
16	21.20	35	47.70
17	22.80	36	48.53
18	24.40	37	49.36
19	26.00	38以上	50.19

備考)

- 1 在職期間38年未満で、在職期間の計算において1年未満の端数がある場合におけるその在職期間に対する支給率は、当該年数における支給率に当該年数の直近上位の年数における支給率から当該年数における支給率を控除した率を12で除して、これに端数月の月数を乗じた率を加えて得た率とする。
- 2 在職期間1年未満で、その退職が死亡による場合のその者に対する支給率は0.8とする。